- 1. 件名:「日立造船(株)特定兼用キャスクの型式証明申請に関するヒアリング【16】」
- 2. 日時:令和5年1月17日 13時30分~16時00分
- 3. 場所:原子力規制庁 9階A会議室
- 4. 出席者 (※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

戸ヶ崎安全規制調整官、松野上席安全審査官、櫻井安全審査官※

(核燃料施設審査部門)

甫出主任安全審査官

(システム安全研究部門)

福田技術研究調査官、古田技術研究調査官※

### 日立造船株式会社:

脱炭素化事業部 プロセス機器ビジネスユニット 原子力機器事業推進室 室長 他11名\*\*

#### 5. 要旨

- (1)日立造船株式会社(以下「日立造船」という。)から、令和3年9月16日に申請があった発電用原子炉施設における特定兼用キャスクの設計の型式証明について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について、説明することを求めるとともに、引き続き、内容を確認することとした。

## 【資料1-1】【資料1-2】

- 指摘事項 No. 14 について、前回の審査会合で指摘事項に対して明確に回答されていない箇所等があることから、以下の点を説明資料に反映すること。
  - (1)Mg の固溶強化の過時効のシミュレーションによる評価の文献による妥当性
  - ②機械試験用供試材のMg低減による引張強度等への影響
  - ③加熱処理条件の LMP 定数 (C=14) の妥当性
- 既に型式証明が交付された先行事例で採用しているアルミニウム合金と同系統であるにもかかわらず時効後の機械的強度に差異があることについて、先行事例と比較する等により、策定方法に問題がないか確認すること。
- 申請書等の誤記については、次回の審査会合で説明すること。また、他の箇所 についても誤りがないか全般的に確認すること。
- (3) 日立造船から、了解した旨回答があった。

### 6. その他

# 提出資料:

- 資料 1 1 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請(審査会合コメント回答)
- 資料 1 2 補足説明資料 1-1 バスケット用アルミニウム合金 (HZ-A3004-H112)

以上